

目 次

令和4年3月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第3号	箱根町職員の育児休業等に関する条例及び箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第4号	箱根町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第5号	箱根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第6号	箱根町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第7号	箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第8号	箱根町育英奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第9号	令和3年度箱根町一般会計補正予算(第7号)
8	議案第10号	令和3年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
9	議案第11号	令和3年度箱根町介護保険特別会計補正予算(第2号)
10	議案第12号	令和4年度箱根町一般会計予算
11	議案第13号	令和4年度箱根町国民健康保険特別会計予算
12	議案第14号	令和4年度箱根町後期高齢者医療特別会計予算
13	議案第15号	令和4年度箱根町介護保険特別会計予算
14	議案第16号	令和4年度箱根町温泉財産区特別会計予算
15	議案第17号	令和4年度箱根町宮城野財産区特別会計予算

NO	議案番号	件名
16	議案第18号	令和4年度箱根町仙石原財産区特別会計予算
17	議案第19号	令和4年度箱根町蛸川財産区特別会計予算
18	議案第20号	令和4年度箱根町温泉特別会計予算
19	議案第21号	令和4年度箱根町育英奨学金特別会計予算
20	議案第22号	令和4年度箱根町水道事業会計予算
21	議案第23号	令和4年度箱根町公共下水道事業会計予算
22	議案第24号	町道路線の認定について

議案第 3 号

箱根町職員の育児休業等に関する条例及び箱根町職員の勤務時間
及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の育児休業等に関する条例及び箱根町職員の勤務時間及び休暇等
に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

国家公務員の措置に準じて、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件
の緩和等の措置を講ずるため、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の育児休業等に関する条例及び箱根町職員の勤務時間
及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(箱根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 箱根町職員の育児休業等に関する条例（平成4年箱根町条例第5号）
の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中（ア）を削り、（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とす
る。

第17条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日
ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者
が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、
当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるととも
に、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談そ
の他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当
該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするた
め、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年箱根町条例
第2号）の一部を次のように改正する。

第14条の3中「かつ、」の次に「6月以上の任期が定められているもの又
は」を加える。

第15条第1項中「で、かつ、現に1年以上引き続いて勤務しているもの」
を削る。

第 15 条の 2 第 1 項中「であって、現に 1 年以上引き続き勤務しているもの」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

箱根町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）が令和 3 年 5 月 19 日に公布され、そのうち個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正に係る規定等が令和 4 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町個人情報保護条例の一部を改正する条例

箱根町個人情報保護条例（平成14年箱根町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第23条第2項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

第29条第1項第2号中「第52条第1項」を「第52条第1号、第3号及び第4号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 5 号

箱根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

大規模災害発生時における地域消防力の充実強化を図ることを目的に、大規模な火災・災害等に限定して出動し、消防団活動を補完する役割を担う機能別消防団員制度を創設することに伴い、退職報償金等に係る措置の適正化等を図るため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

箱根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年箱根町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5年以上」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する非常勤消防団員については、この限りでない。

- (1) 勤務年数が5年未満である者
- (2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、非常勤消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない者

第4条の2中「一定期間勤務しなかったことが明白である」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 一定期間勤務しなかったことが明白であるとき。
- (2) 任用期間が5年未満である者として勤務したとき。
- (3) 第2条第2号に該当する者として勤務したとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条（第2号に係る部分に限る。）及び第4条の2（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、この条例の施行の際現に非常勤消防団員である者は、これらの規定に規定する者に該当しないものとみなす。

議案第 6 号

箱根町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

箱根町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

地域の消防防災体制の中核的役割を果たしている消防団員の処遇改善を図るとともに、大規模災害発生時における地域消防力の充実強化を図ることを目的に、大規模な火災・災害等に限定して出動し、消防団活動を補完する役割を担う機能別消防団員制度を創設することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

箱根町消防団の設置等に関する条例（昭和41年箱根町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。次項において「政令」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項の団員の定数とする。
- 3 政令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定数から当該定数のうち、任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員（以下「機能別消防団員」という。）の定数36人を控除した数とする。

第8条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条を次のように改める。

（報酬）

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

- 2 団員には、階級に応じ別表第1に定める年額報酬を支給する。
- 3 団員が災害、警戒、訓練その他町長が必要と認める職務（次条第1項において「災害等の職務」という。）に従事した場合には、職務の区分に応じ別表第2に定める出動報酬を支給する。ただし、機能別消防団員には、災害の職務に従事した場合に限り出動報酬を支給する。

第13条第1項を次のように改める。

団員が災害等の職務に従事する場合には、費用弁償を支給するものとし、その額は、箱根町職員の旅費に関する条例（昭和40年箱根町条例第31号）の規定の例による。

第13条第2項中「（昭和40年箱根町条例第31号）」を削り、「旅費を」を「費用弁償を」に改める。

第15条第1項中「団員」の次に「（勤務年数が5年未満である者及び機能別消防団員に該当する者を除く。）」を加える。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1(第12条関係)

階級	報酬額
団長	年額 103,000円
副団長	年額 83,000円
分団長	年額 69,000円
副分団長	年額 55,000円
部長	年額 45,000円
班長	年額 42,000円
団員（機能別消防団員を除く。）	年額 40,000円
機能別消防団員	年額 10,000円

別表第2(第12条関係)

職務区分		報酬額
災害	職務に従事した時間が4時間未満の場合	日額 4,000円
	職務に従事した時間が4時間以上6時間未満の場合	日額 6,000円
	職務に従事した時間が6時間以上の場合	日額 8,000円
警戒、訓練その他町長が必要と認める職務		日額 3,500円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に団員である者は、改正後の第3条第3項に規定する機能別消防団員に該当しないものとみなす。

議案第 7 号

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）が令和 2 年 6 月 5 日に公布され、そのうち消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和 31 年法律第 107 号）の一部改正に係る規定が、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議案第 8 号

箱根町育英奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町育英奨学金条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

昨今の社会情勢をふまえ、修学支援制度の拡充並びに定住化につながる制度へと見直すため、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町育英奨学金条例の一部を改正する条例

箱根町育英奨学金条例（平成 11 年箱根町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中	「第 5 章 学資融資保証料（第 36 条～第 40 条） 第 6 章 雑則（第 41 条～第 44 条）」	を	「第 5 章 第 6 章 第 7 章
-----	---	---	--------------------------

修学資金（第 36 条～第 45 条）

学資融資保証料（第 46 条～第 50 条） に改める。

雑則（第 51 条～第 54 条） 」

第 2 条中「入学資金」の次に「、修学資金」を加える。

第 14 条第 1 項中「猶予又は」を「猶予し、又はその返還金額を」に改め、同項第 3 号中「生活保護法」の次に「(昭和 25 年法律第 144 号)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 育英奨学生が、育英奨学金の返還を開始した月から 10 年以内に通算 5 年間箱根町の住民基本台帳に登録があったときは、育英奨学金の返還金額を減免することができる。

第 26 条第 1 項中「猶予又は」を「猶予し、又はその返還金額を」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 奨学生が、奨学金の返還を開始した月から 10 年以内に通算 5 年間箱根町の住民基本台帳に登録があったときは、奨学金の返還金額を減免することができる。

第 27 条第 2 号中「及び大学」の次に「(以下「大学等」という。)」を加える。

第 28 条第 2 号中「100 万円」を「80 万円」に改める。

第 33 条第 1 項中「5 年」を「10 年」に改め、同項ただし書中「同条第 2 号に掲げる教育施設」を「大学等」に、「当該教育施設」を「当該大学等」に改める。

第 34 条を次のように改める。

（返還猶予及び減免）

第 34 条 入学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したことから、本人、連帯保証人 2 名（1 名は法定代理人）から願い出があったときは、入学資金の返還を猶予し、又はその返還金額を減免することができる。

- (1) 専門学校、短期大学、大学その他の教育施設に在学するとき。
- (2) 災害又は疾病によって返還が困難なとき。
- (3) 生活保護法に基づく生活保護を受けることになったとき。
- (4) その他やむを得ない事由によって返還が困難となったとき。

2 前項第1号の規定により返還を猶予した場合は、前条第1項中「第27条に掲げる教育施設を卒業した後」を「猶予の期限後」に読み替えて、返還期間を変更することができる。

3 入学資金の貸与を受けた者が、入学資金の返還を開始した月から10年以内に通算5年間箱根町の住民基本台帳に登録があったときは、入学資金の返還金額を減免することができる。

第6章中第44条を第54条とする。

第43条中「及び入学資金」を「、入学資金及び修学資金」に改め、同条を第53条とする。

第42条中「及び入学資金」を「、入学資金及び修学資金」に改め、同条を第52条とする。

第41条中「及び入学資金」を「、入学資金及び修学資金」に改め、同条を第51条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第40条を第50条とし、第37条から第39条までを10条ずつ繰り上げる。

第36条第1項中「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条を第46条とする。

第5章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 修学資金

(資格)

第36条 修学資金の貸与を受ける者は、箱根町の住民基本台帳に登録されている者で、大学等に入学を許可された者、入学金等の納入を条件として許可される見込みの者又は在学している者のうち、経済的理由により修学困難と認められる者でなければならない。

(貸与金額)

第37条 貸与金額は、授業料、通学交通費、生活費及び居住の用に供する賃貸

住宅の家賃とし、1人について年額30万円以内とする。

(貸与の時期及び期間)

第38条 修学資金の貸与の時期は、毎年4月から6月までの間とする。ただし、入学手続き上必要と認められる場合は、この限りでない。

2 修学資金の貸与期間は、大学等の在学期間とし、4年を限度とする。ただし、疾病等のやむを得ない事情により休学する場合は、その期間、貸与を停止する。

(願い出)

第39条 修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与願書を教育委員会に提出しなければならない。

2 修学資金貸与願書には本人、連帯保証人2名(1名は法定代理人)が連署のうえ、関係書類を添えなければならない。

(決定)

第40条 修学資金貸与願書が提出されたときは、教育委員会はその内容を審査し、貸与を決定する。

(異動の届出)

第41条 修学資金の貸与を受けた者は、次に掲げる事項が生じたときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 本人、連帯保証人(法定代理人含む)の身分、住所その他重要事項に異動が生じたとき。

(決定の取消し)

第42条 修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、その決定を取り消し、以後の修学資金は貸与しない。

(1) 心身の故障のため卒業の見込みがないと認められたとき。

(2) 品行が著しく不良となったとき。

(3) 修学資金を受ける必要がなくなったとき。

(4) 箱根町の住民基本台帳に登録がなくなったとき。ただし、通学のために転出した場合はこの限りでない。

(5) 死亡したとき。

(6) 退学したとき。

(7) その他修学資金の貸与を受けた者として不相当と認められたとき。

(借用証書等の提出)

第 43 条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、貸与を受けた金額の借用証書を教育委員会に提出しなければならない。この場合、借用証書には、本人、連帯保証人 2 名（1 名は法定代理人）が連署のうえ、返還明細書を添えなければならない。

- (1) 卒業したとき。
- (2) 貸与が終了したとき。
- (3) 修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (4) 修学資金の貸与を辞退したとき。

(返還)

第 44 条 修学資金の返還については、大学等を卒業した後、10 年以内に返還しなければならない。

2 修学資金の返還方法は、年賦、半年賦、月賦の割賦によることができる。

(返還猶予及び減免)

第 45 条 修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したことにより、本人、連帯保証人 2 名（1 名は法定代理人）から願い出があったときは、修学資金の返還を猶予し、又はその返還金額を減免することができる。

- (1) 専門学校、短期大学、大学その他の教育施設に在学するとき。
- (2) 災害又は疾病によって返還が困難なとき。
- (3) 生活保護法に基づく生活保護を受けることになったとき。
- (4) その他やむを得ない事由によって返還が困難となったとき。

2 前項第 1 号の規定により返還を猶予した場合は、前条第 1 項中「大学等を卒業した後」を「猶予の期限後」に読み替えて、返還期間を変更することができる。

3 修学資金の貸与を受けた者が、修学資金の返還を開始した月から 10 年以内に通算 5 年間箱根町の住民基本台帳に登録があったときは、修学資金の返還金額を減免することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に基づいて決定した育英奨学生、奨学生及び入学資金貸与者（この条例の施行の日前に育英奨学金、奨学金又は入学資金の返還を開始した者に限る。）についての取扱いは、なお従前の例による。

（箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

- 3 箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年箱根町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の項及び別表第3中「及び入学資金」を「、入学資金及び修学資金」に改める。

議案第9号

令和3年度箱根町一般会計補正予算（第7号）

令和3年度箱根町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,733千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,640,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年2月21日提出

箱根町長 勝俣浩行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 町税		5,706,000	△100,000	5,606,000
	30 入湯税	523,400	△100,000	423,400
45 国庫支出金		720,589	39,153	759,742
	05 国庫負担金	219,891	834	220,725
	10 国庫補助金	497,517	38,319	535,836
50 県支出金		398,649	418	399,067
	05 県負担金	137,529	141	137,670
	10 県補助金	207,358	277	207,635
60 寄付金		1,305,122	500	1,305,622
	05 寄付金	1,305,122	500	1,305,622
65 繰入金		671,331	13,708	685,039
	05 基金繰入金	668,831	13,708	682,539
75 諸収入		416,187	454	416,641
	25 雑入	156,229	454	156,683
80 町債		343,000	58,500	401,500
	05 町債	343,000	58,500	401,500
歳 入	合 計	11,627,785	12,733	11,640,518

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		3,017,028	5,032	3,022,060
	05 総務管理費	2,743,924	5,032	2,748,956
15 民生費		1,942,395	1,879	1,944,274
	10 児童福祉費	669,263	1,879	671,142
45 教育費		924,848	5,822	930,670
	05 教育総務費	271,601	1,782	273,383
	20 幼稚園費	31,887	74	31,961
	30 保健体育費	56,641	3,966	60,607
歳 出	合 計	11,627,785	12,733	11,640,518

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
30 観光費	05 観光費	町内経済活性化事業	67,280千円

第3表 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別減収対策債	千円 58,500	<p>証書借入または、証券発行</p> <p>事業の進捗その他の都合により、起債前借または、翌年度に繰り越して借り入れることができる。</p>	<p>6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。</p> <p>ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えることができる。</p>

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
05 町税	5,706,000	△100,000	5,606,000
45 国庫支出金	720,589	39,153	759,742
50 県支出金	398,649	418	399,067
60 寄付金	1,305,122	500	1,305,622
65 繰入金	671,331	13,708	685,039
75 諸収入	416,187	454	416,641
80 町債	343,000	58,500	401,500
歳入合計	11,627,785	12,733	11,640,518

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	3,017,028	5,032	3,022,060	1,470	0	500	3,062
15 民生費	1,942,395	1,879	1,944,274	6,656	0	0	△4,777
20 衛生費	1,402,252		1,402,252	400	0	0	△400
30 観光費	1,227,215		1,227,215	29,013	0	0	△29,013
45 教育費	924,848	5,822	930,670	1,891	0	0	3,931
歳出合計	11,627,785	12,733	11,640,518	39,430	0	500	△27,197

2 歳入

(款) 05 町税

(項) 30 入湯税

目	補正前の額	補正額	計
05 入湯税	523,400	△100,000	423,400
計	523,400	△100,000	423,400

(款) 45 国庫支出金

(項) 05 国庫負担金

15 民生費国庫負担金	204,845	834	205,679
計	219,891	834	220,725

(款) 45 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

15 民生費国庫補助金	325,819	1,925	327,744
20 衛生費国庫補助金	44,549	1,072	45,621
45 教育費国庫補助金	2,618	529	3,147
72 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	12,081	34,793	46,874
計	497,517	38,319	535,836

(款) 50 県支出金

(項) 05 県負担金

15 民生費県負担金	135,901	141	136,042
計	137,529	141	137,670

(款) 50 県支出金

(項) 10 県補助金

09 民生費県補助金	32,926	277	33,203
計	207,358	277	207,635

(款) 60 寄付金

(項) 05 寄付金

30 教育費寄付金	800	500	1,300
計	1,305,122	500	1,305,622

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	661,940	13,708	675,648
計	668,831	13,708	682,539

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
05 現年度分	△100,000	01 現年度分更正減 △100,000

06 社会福祉費国庫負担金 過年度分	834	05 障がい者自立支援給付費等国庫負担金 過年度分 834
-----------------------	-----	----------------------------------

05 社会福祉費国庫補助金	555	15 地域生活支援事業等国庫補助金追加 555
15 児童福祉費国庫補助金	1,370	55 保育士等処遇改善臨時特例交付金国庫補助金 870 75 保育対策総合支援事業費国庫補助金 500
05 保健衛生費国庫補助金	1,072	10 感染症予防事業費等国庫補助金追加 1,072
03 教育総務費国庫補助金	500	15 学校保健特別対策事業費国庫補助金 500
15 幼稚園費国庫補助金	29	25 保育士等処遇改善臨時特例交付金国庫補助金 29
05 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	34,793	05 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加 34,793

11 児童福祉費県負担金過年度分	141	10 児童手当県負担金過年度分 141
------------------	-----	---------------------

05 社会福祉費県補助金	277	48 地域生活支援事業等県補助金追加 277
--------------	-----	------------------------

05 教育費寄付金	500	10 教育振興指定寄付金 500
-----------	-----	------------------

05 財政調整基金繰入金	13,708	05 財政調整基金繰入金追加 13,708
--------------	--------	-----------------------

(款) 75 諸収入

(項) 25 雑入

目	補正前の額	補正額	計
10 雑入	156,195	454	156,649
計	156,229	454	156,683

(款) 80 町債

(項) 05 町債

85 特別減収対策債	0	58,500	58,500
計	343,000	58,500	401,500

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
45 その他雑入	454	12 その他雑入追加	454

05 特別減収対策債	58,500	05 特別減収対策債	58,500

3 歳出

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 電子計算管理費	153,058	1,260	154,318	1,470	0	0	△210
70 諸費	11,654	3,272	14,926	0	0	0	3,272
75 財政調整基金費	803,954	500	804,454	0	0	500	0
計	2,743,924	5,032	2,748,956	1,470	0	500	3,062

(款) 15 民生費

(項) 05 社会福祉費

05 社会福祉総務費	508,116	0	508,116	3,620	0	0	△3,620
10 心身障がい者福祉費	299,634	0	299,634	1,666	0	0	△1,666
計	1,272,563	0	1,272,563	5,286	0	0	△5,286

(款) 15 民生費

(項) 10 児童福祉費

05 児童福祉総務費	218,872	1,000	219,872	616	0	0	384
10 認定こども園費	245,122	611	245,733	552	0	0	59

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18	負担金補助 及び交付金	1,260	05-01-01 電子計算処理推進事業追加・財源内訳更正…………… 1,260 18-01 負担金追加 1,260
22	償還金 利子及び割引料	3,272	01-05-01 経常経費追加…………… 3,272 (償還金利子及び割引料) 22-02 過年度過誤納還付金追加 3,272
24	積立金	500	01-05-01 経常経費追加…………… 500 (積立金) 24-51 財政調整基金積立金追加 500

		財源振替	
		05-16-01 新型コロナウイルス感染症対策生活支援事業…………… 財源内訳更正	
		財源振替	
		01-05-01 心身障がい者福祉経常経費…………… 財源内訳更正	

10	需用費	1,000	05-12-01 放課後児童健全育成事業…………… 財源内訳更正 05-25-01 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業…………… 1,000 10-01 消耗品費 1,000
1	報酬	217	01-01-01 報酬追加…………… 217 (報酬)
2	給料	394	01-12 会計年度任用職員報酬追加 217 01-01-02 職員給与費追加…………… 394 一般職等給与費追加

(款) 15 民生費

(項) 10 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 保育所費	109,232	268	109,500	202	0	0	66
計	669,263	1,879	671,142	1,370	0	0	509

(款) 20 衛生費

(項) 05 保健衛生費

10 予防費	83,904	0	83,904	400	0	0	△400
計	471,319	0	471,319	400	0	0	△400

(款) 30 観光費

(項) 05 観光費

10 観光振興費	173,582	0	173,582	16,000	0	0	△16,000
35 商工振興費	620,280	0	620,280	13,013	0	0	△13,013
計	1,227,215	0	1,227,215	29,013	0	0	△29,013

(款) 45 教育費

(項) 05 教育総務費

10 事務局費	269,330	1,782	271,112	1,000	0	0	782
計	271,601	1,782	273,383	1,000	0	0	782

(款) 45 教育費

(項) 10 小学校費

05 小学校管理費	230,274	0	230,274	862	0	0	△862
計	237,653	0	237,653	862	0	0	△862

(款) 45 教育費

(項) 20 幼稚園費

05 幼稚園管理費	31,887	74	31,961	29	0	0	45
-----------	--------	----	--------	----	---	---	----

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	94	01-01-01 報酬追加	94
2 給料	174	(報酬) 01-12 会計年度任用職員報酬追加	94
		01-01-02 職員給与費追加 一般職等給与費追加	174

		財源振替	
		05-10-01 新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業	財源内訳更正

		財源振替	
		01-05-01 経常経費	財源内訳更正
		財源振替	
		05-17-01 町内経済活性化事業	財源内訳更正

10 需用費	1,782	05-26-01 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業追加・財源内訳更正	1,782
		10-01 消耗品費追加	1,782

		財源振替	
		05-01-01 小学校校舎等整備事業	財源内訳更正

1 報酬	17	01-01-01 報酬追加	17
2 給料	57	(報酬) 01-12 会計年度任用職員報酬追加	17

(款) 45 教育費

(項) 20 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05							
計	31,887	74	31,961	29	0	0	45

(款) 45 教育費

(項) 30 保健体育費

10 体育施設費	48,831	3,966	52,797	0	0	0	3,966
計	56,641	3,966	60,607	0	0	0	3,966

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		会計年度任用職員報酬追加
		01-01-02 職員給与費追加..... 57 一般職等給与費追加

12 委託料	3,966	01-05-01 総合体育館経常経費追加..... 3,966 (委託料) 12-60 総合体育館管理運営委託料追加 3,966

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月 分)	地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3	-	25,980	8,987 (4.3)	-	7,969	42,936	6,082	49,018
	議 員	17	52,697	-	18,678 (4.3)	-	-	71,375	16,370	87,745
	そ の 他 の 特 別 職	692	22,969	-	-	-	-	22,969	10,016	32,985
	計	712	75,666	25,980	27,665	-	7,969	137,280	32,468	169,748
補正前	長 等	3	-	25,980	8,987 (4.3)	-	7,969	42,936	6,082	49,018
	議 員	17	52,697	-	18,678 (4.3)	-	-	71,375	16,370	87,745
	そ の 他 の 特 別 職	692	22,969	-	-	-	-	22,969	10,016	32,985
	計	712	75,666	25,980	27,665	-	7,969	137,280	32,468	169,748
比 較	長 等	0	-	0	0	-	0	0	0	0
	議 員	0	0	-	0	-	-	0	0	0
	そ の 他 の 特 別 職	0	0	-	-	-	-	0	0	0
	計	0	0	0	0	-	0	0	0	0

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補正後	480	176,622	1,298,190	1,039,556	2,514,368	441,224	2,955,592	
補正前	480	176,294	1,297,565	1,039,556	2,513,415	441,224	2,954,639	
比 較	0	328	625	0	953	0	953	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 地 域 通 勤 期 末 勤 勉 管 理 職 特 殊 勤 務	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後		34,040	-	51,278	304,889	219,794	40,466	2,259
補正前		34,040	-	51,278	304,889	219,794	40,466	2,259
比 較		0	-	0	0	0	0	0

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直 時 間 外 勤 務 住 居 管 理 職 員 児 童 退 職	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後		1,476	117,159	28,765	2,048	16,040	221,342
補正前		1,476	117,159	28,765	2,048	16,040	221,342
比 較		0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	625	保育士等の処遇改善措置	625	625千円	
職員手当等	0		0		

(3) 給料及び職員手当等の状況
ア、職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職	消 防 職
令和4年1月1日現在	平均給料月額 (円)	305,359	282,917	302,520
	平均給与月額 (円)	344,907	311,933	385,237
	平均年齢 (歳)	41.4	55.2	40.1
令和3年11月1日現在	平均給料月額 (円)	304,441	282,917	302,520
	平均給与月額 (円)	353,699	318,672	355,159
	平均年齢 (歳)	41.2	55.2	39.9

イ、初 任 給

区 分	一般行政職 (円)	単純労務職 (円)	消 防 職 (円)	国 の 制 度		
				一般行政職 (円)	単純労務職 (円)	消 防 職 (円)
高 校 卒	150,600	143,800	154,900	150,600	147,900	-
大 学 卒	182,200	-	188,700	182,200	-	-

ウ、級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			単 純 労 務 職			消 防 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年1月1日現在	1 級	24	10.2	1 級	0	0.0	1 級	23	23.0
	2 級	55	23.4	2 級	1	16.7	2 級	12	12.0
	3 級	41	17.4	3 級	3	50.0	3 級	12	12.0
	4 級	22	9.4	4 級	2	33.3	4 級	22	22.0
	5 級	39	16.6				5 級	18	18.0
	6 級	30	12.8				6 級	8	8.0
	7 級	19	8.1				7 級	4	4.0
	8 級	5	2.1				8 級	1	1.0
	計	235	100.0	計	6	100.0	計	100	100.0
令和3年11月1日現在	1 級	24	10.2	1 級	0	0.0	1 級	23	23.0
	2 級	55	23.4	2 級	1	16.7	2 級	12	12.0
	3 級	41	17.4	3 級	3	50.0	3 級	12	12.0
	4 級	22	9.4	4 級	2	33.3	4 級	22	22.0
	5 級	39	16.6				5 級	18	18.0
	6 級	30	12.8				6 級	8	8.0
	7 級	19	8.1				7 級	4	4.0
	8 級	5	2.1				8 級	1	1.0
	計	235	100.0	計	6	100.0	計	100	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一般行政職	主事補、技師補の職務	主事、技師の職務	主任主事、主任技師の職務	主査の職務	係長、副主幹、副技幹の職務	副課長、主幹、技幹の職務	課長、専任課長の職務	部長の職務
区分	1 級	2 級	3 級	4 級				
単純労務職	技能員、庁務員及び給食調理員の職務	相当の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員	相当高度の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員	高度の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員				
区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
消防職	消防士の職務	消防士長、消防副士長の職務	主任の職務	主査、隊長、分遣所長の職務	係長、副主幹、分遣所長、隊長の職務	課長、副課長、主幹、副分署長、専任課長の職務	次長、消防署長、副署長、分署長、課長の職務	消防長の職務

エ、昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種			
			一般行政職	単純労務職	消 防 職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	341	235	6	100	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	308	211	5	92	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	2	2	0	0
		2号給(人)	17	7	0	10
		3号給(人)	19	13	0	6
		4号給(人)	209	142	4	63
		5号給(人)	52	39	1	12
		6号給(人)	9	8	0	1
比 率 (B)/(A) (%)	90.3	89.8	83.3	92.0		
補正前	職 員 数 (A) (人)	341	235	6	100	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	308	211	5	92	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	2	2	0	0
		2号給(人)	17	7	0	10
		3号給(人)	19	13	0	6
		4号給(人)	209	142	4	63
		5号給(人)	52	39	1	12
		6号給(人)	9	8	0	1
比 率 (B)/(A) (%)	90.3	89.8	83.3	92.0		

オ、期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.225	2.075	4.30	有	
補正前	2.225	2.075	4.30	有	
国の制度	2.225	2.225	4.45	有	

カ、定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~3,900,000円)
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 3%~45%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~4,752,000円)

キ、地域手当

支 給 対 象 地 域	箱 根 町 全 地 域
支 給 率 (%)	0.0
国の指定基準に 基づく支給率(%)	0.0

ク、特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		一般行政職	単純労務職	消 防 職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.2	0.1	0.6	0.5
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (4年1月1日現在) (%)	28.4	2.1	50.0	89.0
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	税務手当、清掃作業手当、消防手当			

ケ、その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異 な る	町内居住者 月額3,000円加算
通 勤 手 当	同 じ	

3. 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補正後	135	176,622	—	28,561	205,183	28,227	233,410	
補正前	135	176,294	—	28,561	204,855	28,227	233,082	
比 較	0	328	—	0	328	0	328	

※本表の数値は、2-(1)総括の内数です。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
3. そ の 他	補正前の額	1,459,837	1,711,440	0	531,515	1,179,925
	補正額	0	0	58,500	0	58,500
	補正後の額	1,459,837	1,711,440	58,500	531,515	1,238,425
7. 特別減収対策債	補正前の額	0	40,000	0	0	40,000
	補正額	0	0	58,500	0	58,500
	補正後の額	0	40,000	58,500	0	98,500
合 計	補正前の額	7,449,380	8,580,745	343,000	1,079,425	7,844,320
	補正額	0	0	58,500	0	58,500
	補正後の額	7,449,380	8,580,745	401,500	1,079,425	7,902,820

議案第10号

令和3年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度箱根町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,853千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,375,853千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月21日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 国民健康保険料		227,372	△4,445	222,927
	05 国民健康保険料	227,372	△4,445	222,927
15 国庫支出金		0	2,667	2,667
	10 国庫補助金	0	2,667	2,667
25 県支出金		919,599	65,816	985,415
	05 県補助金	919,599	65,816	985,415
40 繰越金		9,247	1,815	11,062
	05 繰越金	9,247	1,815	11,062
歳 入 合 計		1,310,000	65,853	1,375,853

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 保険給付費		886,815	64,038	950,853
	05 療養諸費	777,384	48,000	825,384
	10 高額療養費	105,459	16,038	121,497
35 諸支出金		2,560	1,815	4,375
	05 償還金及び還付加算金	2,510	1,815	4,325
歳出	合計	1,310,000	65,853	1,375,853

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
05 国民健康保険料	227,372	△4,445	222,927
15 国庫支出金	0	2,667	2,667
25 県支出金	919,599	65,816	985,415
40 繰越金	9,247	1,815	11,062
歳入合計	1,310,000	65,853	1,375,853

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 保険給付費	886,815	64,038	950,853	64,038	0	0	0
35 諸支出金	2,560	1,815	4,375	0	0	0	1,815
歳出合計	1,310,000	65,853	1,375,853	64,038	0	0	1,815

2 歳入

(款) 05 国民健康保険料

(項) 05 国民健康保険料

目	補正前の額	補正額	計
05 一般被保険者国民健康保険料	227,251	△4,445	222,806
計	227,372	△4,445	222,927

(款) 15 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

30 災害臨時特例補助金	0	2,667	2,667
計	0	2,667	2,667

(款) 25 県支出金

(項) 05 県補助金

15 保険給付費等交付金	919,599	65,816	985,415
計	919,599	65,816	985,415

(款) 40 繰越金

(項) 05 繰越金

10 その他繰越金	9,247	1,815	11,062
計	9,247	1,815	11,062

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
05 医療給付費現年度分	△2,966	01 医療給付費現年度分更正減	△2,966
06 後期高齢者支援金現年度分	△886	01 後期高齢者支援金現年度分更正減	△886
07 介護納付金現年度分	△593	01 介護納付金現年度分更正減	△593

05 災害臨時特例補助金	2,667	05 災害臨時特例補助金	2,667

05 保険給付費等交付金	65,816	05 普通交付金追加	64,038
		10 特別交付金追加	1,778

05 その他繰越金	1,815	05 その他前年度繰越金追加	1,815

3 歳出

(款) 10 保険給付費

(項) 05 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 一般被保険者療養給付費	769,408	48,000	817,408	48,000	0	0	0
計	777,384	48,000	825,384	48,000	0	0	0

(款) 10 保険給付費

(項) 10 高額療養費

05 一般被保険者高額療養費	105,379	16,000	121,379	16,000	0	0	0
15 一般被保険者高額介護合算療養費	50	38	88	38	0	0	0
計	105,459	16,038	121,497	16,038	0	0	0

(款) 35 諸支出金

(項) 05 償還金及び還付加算金

05 還付金	2,500	1,815	4,315	0	0	0	1,815
計	2,510	1,815	4,325	0	0	0	1,815

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助 及び交付金	48,000	01-05-01 一般被保険者療養給付費追加…………… (負担金補助及び交付金) 18-02 一般医療給付費追加	48,000 48,000

18 負担金補助 及び交付金	16,000	01-05-01 一般被保険者高額療養費追加…………… (負担金補助及び交付金) 18-02 高額療養費追加	16,000 16,000
18 負担金補助 及び交付金	38	01-05-01 一般被保険者高額介護合算療養費追加…………… (負担金補助及び交付金) 18-02 高額療養費追加	38 38

22 償還金利子 及び割引料	1,815	01-05-01 還付金追加…………… (償還金利子及び割引料) 22-02 過年度過誤納還付金追加	1,815 1,815

議案第 11 号

令和 3 年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度箱根町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,116 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,415,356 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 介護保険料		305,792	△1,376	304,416
	05 介護保険料	305,792	△1,376	304,416
15 国庫支出金		282,617	1,376	283,993
	10 国庫補助金	67,737	1,376	69,113
50 繰越金		19,455	14,116	33,571
	05 繰越金	19,455	14,116	33,571
歳 入 合 計		1,401,240	14,116	1,415,356

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 基金積立金		5,884	14,116	20,000
	05 基金積立金	5,884	14,116	20,000
歳出	合計	1,401,240	14,116	1,415,356

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
05 介護保険料	305,792	△1,376	304,416
15 国庫支出金	282,617	1,376	283,993
50 繰越金	19,455	14,116	33,571
歳入合計	1,401,240	14,116	1,415,356

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 保険給付費	1,269,000		1,269,000	1,376	0	△1,376	0
20 基金積立金	5,884	14,116	20,000	0	0	0	14,116
歳出合計	1,401,240	14,116	1,415,356	1,376	0	△1,376	14,116

2 歳入

(款) 05 介護保険料

(項) 05 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計
05 第1号被保険者保険料	305,792	△1,376	304,416
計	305,792	△1,376	304,416

(款) 15 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

45 介護保険災害等臨時特例国庫補助金	0	520	520
50 介護保険特別調整交付金	0	856	856
計	67,737	1,376	69,113

(款) 50 繰越金

(項) 05 繰越金

05 繰越金	19,455	14,116	33,571
計	19,455	14,116	33,571

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
05 特別徴収現年度分	△1,376	01 特別徴収現年度分更正減	△1,376

05 現年度分	520	05 介護保険災害等臨時特例国庫補助金	520
05 現年度分	856	05 介護保険特別調整交付金	856

05 前年度繰越金	14,116	05 前年度繰越金追加	14,116

3 歳出

(款) 10 保険給付費

(項) 05 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 介護サービス等給付費	1,268,220	0	1,268,220	1,376	0	△1,376	0
計	1,269,000	0	1,269,000	1,376	0	△1,376	0

(款) 20 基金積立金

(項) 05 基金積立金

05 介護保険給付費支払基金積立金	5,884	14,116	20,000	0	0	0	14,116
計	5,884	14,116	20,000	0	0	0	14,116

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		財源振替
		01-05-02 介護サービス等給付費…………… 財源内訳更正

24 積立金	14,116	01-05-01 介護保険給付費支払基金積立金追加…………… 14,116 (積立金) 24-51 介護保険給付費支払基金積立金追加…………… 14,116

議案第 24 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

路線名	起 点 終 点	延長	幅員
仙 215 号線	仙石原字小屋苧 321 番 7 地先 仙石原字太郎嶽 1108 番 175 地先	517.77m	3.64m ～7.00m

（提案理由）

県道 731 号旧道の一部を神奈川県から移管を受け、町道として認定しようとするものである。

